

# 地域を支える商店街支援事業 (第4弾) 申請要項

この要項は、補助金申請の手続き等について説明するものです。申請にあたっては、必ず内容をご確認ください。

申請受付期間 令和4年11月1日～令和6年3月31日

## 【問い合わせ・申請先】

担当	住所(新潟市省略)	電話番号
北区産業振興課 商工観光グループ	北区東栄町 1-1-14	025-387-1356
東区地域課 産業文化振興室	東区下木戸 1-4-1	025-250-2170
中央区地域課 産業文化振興室	中央区西堀通 6-866 (NEXT21 5階)	025-223-7054
江南区産業振興課 商工観光・文化スポーツグループ	江南区泉町 3-4-5	025-382-4809
秋葉区産業振興課 商工観光係	秋葉区程島 2009	0250-25-5689
南区産業振興課 商工観光推進室	南区白根 1235	025-372-6507
西区農政商工課 食と産業振興室	西区寺尾東 3-14-41	025-264-7623
西蒲区産業観光課 観光交流・商工室	西蒲区巻甲 2690-1	0256-72-8454
経済部商業振興課	中央区古町通 7-1010 (古町ルフル5階)	025-226-1633

令和4年11月  
新潟市

## 1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の長期化や物価高騰に伴う影響を大きく受ける商店街が、**消費の喚起と継続的な利用促進につなげることを目的**として、独自に取り組む集客回復や感染症対策等の活動や、他の商店街等団体と連携して行う取り組みを支援します。

## 2. 補助対象者

新潟市内の商店街団体で、次のいずれかに該当するもの。

### ・**単独補助** … 商店街等団体が単独で実施する取り組みへの補助

- (1) 商店街振興組合又は商店街の活性化に資すると認められる事業協同組合
- (2) 商店街を形成する任意の商店街組織  
(構成員の1/2以上の者が商業又はサービス業を営むもの)
- (3) 商工会議所又は商工会で、商店街活性化のための事業等を行うもの

### ・**連携補助** … 商店街等団体が連携して実施する取り組みへの補助

(1)～(3)に規定する団体を**2つ以上含む者で構成**する公益性及び一体性のある組織で、商店街活性化のための事業等を行うもの

例) 商店街団体の連合組織

商店街団体同士又は2つ以上の商店街団体と民間事業者等で構成する実行委員会

## 3. 補助対象事業

商店街の消費の喚起と継続的な利用促進につながる以下の事業。

補助対象事業	例
(1) テイクアウト ・デリバリー事業	・飲食店、タクシーと連携したデリバリーの取り組み ・飲食店と連携した弁当等テイクアウト商品の販売を促進する取り組み
(2) 商品券 ・クーポン発行事業	・商店で利用できるクーポン発行と再来店につなげる取り組み ・地域のお店応援商品券を、商店街で利用してもらう取り組み
(3) イベント事業	・商店、飲食店、観光地を巡るスタンプラリー事業 ・商店、飲食店等での1店1品運動の展開
(4) キャッシュレス 推進事業	・キャッシュレス決済利用者へ特典を付与するキャンペーン
(5) 感染症対策事業	・店舗等が感染症対策済みであることを周知するステッカーやポスターの作成と掲示
(6) その他、消費喚起 ・利用促進事業	・クラウドファンディングによる商店街PRと誘客の取り組み ・商店街PR動画の作成と誘客の取り組み

## 4. 補助対象経費

補助対象事業の遂行に直接関係する費用。

### <補助対象外の費用>

- ・ 商店街等団体の管理運営に係る経常経費
- ・ 個人個店の資産形成に係る経費
- ・ 酒類等遊興費
- ・ 交際費
- ・ 慶弔費等
- ・ 補助対象事業の遂行に直接関係しない費用

## 5. 補助率・限度額

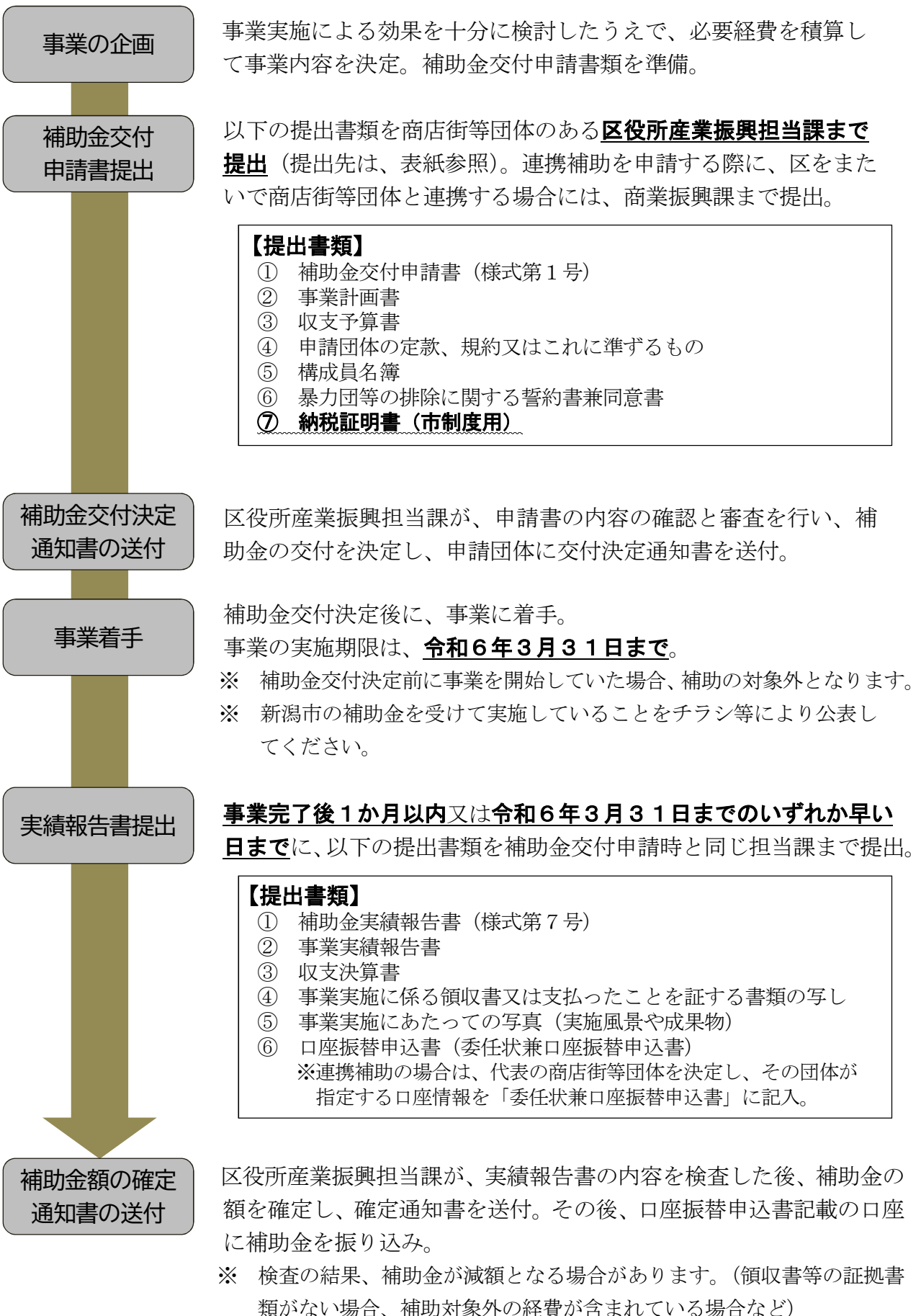
補助対象事業を行う補助対象者に対して、予算の範囲内において補助金を交付します。補助金の金額は、補助対象経費に以下の補助率をかけて算出します。

※ 補助事業に収入（来場者の入場料、出店者からの負担金、協賛金等）がある場合は、事業費（補助対象外経費を含む補助事業に要する経費の総額）から、収入を引いた額又は以下表により算定された補助限度額のいずれか低い額を補助限度額とします。

	補助率	補助限度額	補足
単独補助	4 / 5	商店街等 団体会員数 × 5 万円 (上限 3 0 0 万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会員数は、補助金交付申請日時点の数</li> <li>・ 会員数は、定款または規約等で規定している団体の会員数（賛助会員を除く）</li> <li>・ 商工会議所又は商工会が商店街活性化のための事業等を行う場合は、商業部会等、商業振興に資する部会の会員数</li> <li>・ 限度額まで複数回申請することが可能。</li> </ul>
連携補助	1 0 / 1 0	商店街等団体数 × 3 0 万円 (上限 3 0 0 万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体数は、「2. 補助対象者（1）～（3）」に規定する団体の数であり、<b>民間事業者等は含まない</b></li> <li>・ 同一の構成団体は、限度額まで複数回申請することが可能。また、年度毎に補助申請が可能であり、令和 4・5 年度それぞれ限度額まで申請することができる。</li> <li>・ 一つの補助対象事業について、単独補助と併用可能</li> </ul>

※                     部は、地域を支える商店街支援事業（第3弾）からの変更点

## 6. 申請から補助金交付までの流れ



## 7. その他注意事項等

---

### (1) 関係法令の遵守について

事業の実施にあたっては、関係する法令に違反することのないようご注意ください。

### (2) 補助事業の目標について

商店街の消費の喚起と利用促進ができたか効果を検証するために、事業目標は以下を基本として設定してください。

- ・ 商店街加盟店等の売上額（前年度比〇〇%増加）
- ・ 商店街の売上額（前年度比〇〇%増加）
- ・ 増加を見込む来街者数
- ・ 集客人数

### (3) 他の補助金との併用について

国、県等の公共団体又はその他の団体から補助金等の交付を受ける場合には、補助対象事業に要する経費から、国や県等から交付される補助金の額を引いた金額を算定根拠として補助金を交付します。（同一の経費を対象に、国、県等の公共団体又はその他の団体から補助金等の交付を受けることはできません）

当補助金以外に新潟市の補助金等の交付を受ける場合には、当補助金は交付しません。

### (4) 申請内容の変更・中止等

申請内容等の変更や、事業の中止等をする場合には、所定の様式により手続きが必要です。交付決定を行った区役所産業振興担当課までご相談ください。

### (5) 交付決定の取消しと補助金の返還

以下の場合には、交付決定の取消しを行い、既に補助金が交付されている場合には、その全部又は一部の返還を求めます。

- ・ 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき
- ・ 補助金等を補助事業以外の用途に使用したとき
- ・ 補助金等の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- ・ 正当な理由なく、交付決定の内容又は付した条件に従って補助事業を遂行することや、交付決定の内容又は付した条件に補助事業の成果を適合させることへの指示に従わなかったとき
- ・ 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものであるとき。
- ・ その他新潟市補助金等交付規則及び新潟市地域を支える商店街支援事業（第4弾）補助金交付要綱の規定に違反したとき

### (6) 事業に係る経理について

当該事業の収支を明らかにした帳簿および証拠書類を交付年度終了後5年間保存してください。また必要に応じて、事務所等に伺い、書類等の調査を行う場合があります。

## 8. Q&A

---

### (1) 補助対象者

**Q 1 事業実施にあたり、新たに実行委員会等を組織した場合、補助の対象者となりますか。**

A 1 (1)～(3)に規定する団体が構成員に含まれ、商店街の消費の喚起と継続的な利用促進につなげることを目的とした事業を実施する場合は、補助対象者となります。発足時に、定款、規約又はこれに準ずるもの及び構成員名簿を定めてください。

### (2) 補助対象事業

**Q 1 商店街以外の場所でイベント等を実施する場合、補助対象となりますか。**

A 1 主として商店街で実施するイベントを想定していますが、商店街以外の場所で実施したイベントであっても商店街の消費の喚起と継続的な利用促進につながるものであれば、補助対象となる場合があります。

**Q 2 マスクや消毒液等、感染症対策のための衛生用品や備品を購入し、会員へ配付する事業は、補助対象となりますか。**

A 2 補助対象外です。ただし、補助対象事業を実施するにあたり、必要となる場合は、その購入費用を補助対象とします。

### (3) 補助対象経費

**Q 1 商品券事業を行う場合、プレミアム率（購入額と利用可能額の差額）に限度はありますか。**

A 1 過度なプレミアム率の事業とならないよう事前にご相談ください。

**Q 2 くじや抽選などの懸賞における景品類に限度額はありますか。**

A 2 景品表示法において、提供する景品類の限度額が定められていますので、ご確認のうえ遵守してください。

**Q 3 来街者・来店者へもれなく景品をプレゼントするイベントを実施する際に、提供する景品類に限度額はありますか。**

A 3 景品表示法において、提供する景品類の限度額が定められていますので、ご確認のうえ遵守してください。

**Q 4 会員に現金を配布する事業は、補助対象になりますか。**

A 4 補助対象外です。現金に限らず、会員だけが事業の利益を享受できるようなクーポン等についても補助対象外となります。

**Q 5 購入する備品はいくらまでのものが、補助対象となりますか。**

A 5 1点あたりの価格が10万円を超えないものが補助対象となります。ただし、価格が10万円を超えないものであっても、補助金の性質上汎用性が高いものは補助対象外となります。

#### (4) 補助率・補助限度額

**Q 1 事業の実施期限までに、複数の事業を実施することは可能ですか。**

A 1 可能です。ただし、補助限度額及び予算の範囲内に限ります。  
また、連携補助は、各年度につき補助限度額まで利用することが可能です。

**Q 2 過去に連携補助を利用した実行委員会と、実行委員会の名称は異なるが構成する商店街団体等が同じ場合は、別団体として連携補助を利用することが可能ですか。**

A 2 別団体として利用することはできません。構成団体が全く同じである場合は、名称が異なっても同じ団体とみなし、過去に利用した連携補助の実績を差し引いた額を補助限度額とします。

**Q 3 一つの商店街団体が、複数の連携補助の構成団体に入ることは可能ですか。**

A 3 可能です。

#### (5) その他

**Q 1 連携補助と単独補助を併用する場合、補助金交付申請時に提出する収支予算書は、事業全体の経費を記載すればよろしいですか。**

A 1 事業全体の経費がわかるものを基本に、それぞれの経費にどの補助（連携補助、単独補助）を充当するかわかるよう内訳を記載してください。また、国、県等の公共団体またはその他の団体から補助金等の交付を受ける場合についても、同様に記載してください。

**Q 2 既に実施している事業は、補助対象になりますか。**

A 2 補助対象外です。令和4年11月1日以降に、補助金交付申請を行い、交付決定を受けた後に着手した事業が補助対象となります。

**Q 3 実施を予定していた事業が中止・延期になった場合、準備経費や延期に係る経費は、補助対象になりますか。**

A 3 中止・延期とする理由が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況など自己都合によらないものに限り補助対象となる可能性があります。